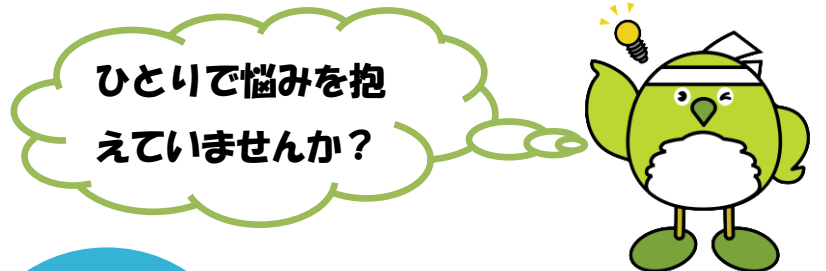


養育費や面会交流でお悩みの方へ

～あなたも相談や手続きをしてみませんか？～



まず、誰かに相談したい

例えば、

- ・養育費をもらいたい、面会交流をしたい。
- ・養育費の額を変更したい、面会交流の内容を変更したい。
- ・養育費や面会交流の取り決めを守ってくれない。

YES

気持ちの整理がついていない
何から考えたらよいのかわからない

YES

**大分県母子・父子福祉センター
各市町村ひとり親家庭支援担当課**

母子・父子自立支援員がひとり親特有の悩みに寄り添いながら解決策をご提案します。ひとり親支援全般についてご案内します。

NO

法的にどんなことができるか相談したい

YES

**法テラス
大分県弁護士会**

弁護士による法律相談や手続代理の依頼の方法をご紹介します。資力が一定要件以下の場合、無料で法律相談を受けたり（回数制限あり）、手続代理の費用の立替え制度を利用できます。

実際に手続を進めたい

自分でできるところまでやってみたい

YES

- 相手方と取り決めをしたいが、もめている
- 以前、取り決めた内容を変更したいが、もめている
- 相手方と取り決めた内容を確実な書面として作成したい
- 相手方が裁判所で決めたことを守らないのできちんと守るように説得してほしい
- 約束した養育費を支払ってくれないので相手方の給与から回収したい

家庭裁判所

家事手続（調停や審判等）のご案内をします。

公証人役場

取り決めた内容を双方の契約（公正証書）として作成します。

家庭裁判所

家庭裁判所から相手方に対して、きちんと取り決めを守るように説得・勧告する「履行勧告の申出」のご案内をします。

地方裁判所

給与差押え等の強制執行の手続のご案内をします（調停調書・審判書・公正証書での取り決めが必要です）。